

指定居宅療養管理指導運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人世心会 西新セントラル歯科・矯正歯科が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の事業（以下「居宅療養管理指導」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 医療法人世心会 西新セントラル歯科・矯正歯科の歯科医師及び歯科衛生士（以下「従業者」という。）が要介護状態または要支援状態にある者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 医療法人世心会 西新セントラル歯科・矯正歯科が実施する居宅療養管理指導の従業者は、要介護者宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人世心会 西新セントラル歯科・矯正歯科
- 2 所在地 福岡県福岡市早良区西新4丁目1番1号 PRALIVA1 階
Tel：092－822－4618
Fax：092－822－4610

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 指定居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 歯科医師 10人 （常勤 1人 非常勤 9人）
歯科医師は、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について理解しやすいように指導又は助言を行う。
- 2 歯科衛生士 3人 （常勤 3人 非常勤 0人）
歯科衛生士は、歯科医師の指示に基づき、利用者の口腔機能の維持回復が図れるよう指示・援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業者の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 平日（月曜日・火曜日・木曜日・金曜日） 9：30～18：00
- 2 土曜日 9：30～17：00
- 3 水曜日・日曜日・祝日 休診

(事業の内容)

第7条 指定居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

- 1 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 2 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 3 要介護者又は家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- 4 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第8条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 居宅療養管理指導の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
- 2 居宅療養管理指導に要した交通費については徴収しない。
- 3 居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(事業の実施地域)

第9条 実施地域は、事業所の所在地より半径16km圏内とする。

(虐待防止に関する事項)

第10条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施及び担当者の設置
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密保持)

第11条

- 1 従業者は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 2 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約に含むものとする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(個人情報の保護)

第12条

- 1 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、居宅療養管理指導の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(事故処理)

- 第13条 居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。
- 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第14条

- 1 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 2 利用者に関する居宅療養管理指導の提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。
 - (1) 居宅療養管理指導の記録。
 - (2) 市町村への通知に係る記録。
 - (3) 苦情の内容等に係る記録。
 - (4) 事故の状況及び事故に対し行った対応の記録。

(衛生管理等)

第15条

- 1 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
- 2 事業所は、事業所内の設備及び備品等について、衛生的な管理を行うものとする。

(苦情処理)

第16条

- 1 事業所は、提供した居宅療養管理指導の内容に係る利用者及びその家族からの苦情に関し迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、提供した居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に関し、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力する。国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(緊急時の対応)

- 第17条 従業者は、居宅療養管理指導の実施中に利用者に病状の急変等が生じた時には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条

- 1 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後6か月以内
 - (2) 継続研修 年1回

2. 適切な居宅療養管理指導の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景にした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人世心会 西新セントラル歯科・矯正歯科が定めるものとする。

(付則)

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。